

議案第116号

## 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月27日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第9項、第6条第9項、第55条第3項及び第62条第4項中「入所している」を「通所している」に改める。

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和5年静岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第40条の2」の次に「(新条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第3項中「第40条の3第2項」の次に「(新条例第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2及び第80条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。